

マネーplus+

お金とくらしの 情報通信

2022.JUN
vol.2

JA から、相続や資産形成・資産運用などに役立つ
基礎知識やトピックスをお届けします。

Column
耳寄り情報

Message



「相続税」は、「お金持ちにかかる税金」
というイメージでしたが

「普通の人にもかかる税金」に変わってきており、
誰にでも相続対策が必要になってきました。

今回は、節税対策として最もポピュラーな、
「暦年贈与」と「相続時精算課税制度」
について解説します。



©よりそう



／ 相続の専門家がお届けします！／

株すばる FP サポート
代表取締役

高橋 政実

Takahashi Masami

「暦年贈与」と「相続時精算課税制度」

暦年贈与とは

暦年贈与とは、個人間で暦年（年初から年末までの 1 年間）に行われる一般的な贈与のことをいい、贈与税の対象となりますが、年間 110 万円の基礎控除内であれば贈与税はかかりません。110 万円を超えても父母や祖父母から子や孫への贈与の場合は特例税率が適用されるため、その他の場合よりも有利です。

相続時精算課税制度とは

相続時精算課税制度とは、贈与者（財産を贈与した人）が亡くなったときに贈与財産と相続財産を合計した金額をもとに計算した相続税額と、この制度により納めた贈与税額を精算する制度です。受贈者（贈与を受けた人）は、贈与時に贈与財産の価額から特別控除額 2,500 万円（累積金額）を控除し、残りの金額に対し 20% の贈与税を納めます。ただし、この制度の場合、対象となる贈与者は原則として贈与年の 1 月 1 日時点で 60 歳以上の父母・祖父母等、受贈者は同時点で 18 歳以上の子・孫等に限られます。

例えば、父が長女に 3,000 万円の贈与をした場合、長女は、 $(3,000 \text{ 万円} - 2,500 \text{ 万円}) \times 20\% = 100 \text{ 万円}$ の贈与税を納める必要があります。その後、父の相続時には、全相続財産にこの 3,000 万円を加えた課税価格をもとに計算した相続税の総額から長女の相続税負担分を計算し、支払済みの贈与税額 100 万円を控除します。控除しきれなかった分は、還付されます。

2つの使い分けと留意点

2 つの制度でどちらが得かは、場合によります。相続時精算課税制度を選択した場合は、贈与額 2,500 万円までは無税なので、親から子に比較的大きな資産を渡したいタイミングで贈与しやすいのはメリットです。

また、課税評価額は贈与時の価額なので、将来的に値上がりしそうな財産の贈与には有効です。ただし、この制度の適用を受けると、自宅等の贈与では相続時に小規模宅地等の特例*が使えなくなり、また、同じ人からの贈与については暦年贈与に戻れなくなります。

親から子に長期間にわたって贈与する場合は、110 万円の控除を何度も使える暦年贈与の方が一般に有利ですが、相続開始前 3 年以内の贈与分は 110 万円以下でも相続財産に加える必要があります。その間に納めた贈与税額があれば控除できますが、控除しきれなくても還付されません。

もっとも、相続開始の 3 年前がいつになるかは誰にもわからず、財産の価値も変わるため、経済的にどちらが得だったかは結果論になります。そもそも贈与は当事者の合意により成立する契約です。贈与契約は口頭でも成立しますが、より確実な方法として契約書を作成するとよいでしょう。まずは、財産をどうするか、生前に家族間で認識を共有しておくことが大切です。

なお、令和 4 年度税制改正大綱では、相続税と贈与税の一体化の観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直す方向であるとされており、今後の動向が注目されています。

*居住用または事業用として使用していた宅地等について、一定の部分について評価額を減額する特例。
例えば、特定居住用宅地等（330 m²まで）は、評価額が 80% 減額される。